

6次産業化・農商工連携取組支援事業補助金交付要領

第1 趣 旨

6次産業化・農商工連携取組支援事業（以下「事業」という。）の実施については、長岡市補助金等交付規則及び長岡市農林水産事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

第2 目 的

事業は、農林漁業者（畜産業者を含む。以下同じ）、又は農林漁業者と商工業者が連携し実施する、長岡産の農林畜水産物を活用した、新たな商品開発等に係る経費を支援し、市内の6次産業化・農商工連携取組の推進を目指すものとする。

第3 事業主体

事業の申請ができるものは以下のいずれかに当てはまるものであることを要する。

- ① 自ら農業、畜産業に従事する認定農業者、林業者、漁業者
- ② 農林漁業者が主たる構成員となっており、かつこれらの者が主体的に農林水産事業を行う法人、団体（任意団体を含む。）
- ③ ①又は②に該当する団体等と連携する商工業者

第4 補助対象となる事業

事業の対象となる取組みは、以下の全てに当てはまるものであることを要する。

- ① 長岡産の農林畜水産物を必ず使用する取組みであること
- ② 長岡産の農林畜水産物の需要拡大、生産拡大、高付加価値化、又は地域農林水産業の維持発展に資する取組みであること
- ③ 新たな商品等の開発である他、既存の取組みであっても、品質の向上や、高付加価値化を目指した取組みであること

第5 補助対象となる経費

次のいずれかに当てはまる経費とする。なお、機械・施設整備費及び実際に販売する商品に係る原材料費並びに出張旅費等は対象外とする。

- ① 新商品等の開発に係る経費（試作品及びパッケージデザインの作製費、市場調査費、成分分析等検査費、試作品の製造に関する機器のレンタル・リース料等）
- ② 新商品等のPRに係る経費（商品紹介資料等の作製費、販促イベント等の会場賃借料、イベントスタッフの日当、出展料）
- ③ その他、新商品等の開発・普及に必要と認められる経費

第6 補助金の額

市は予算の範囲内で補助金を交付する。補助率は補助対象事業経費の50%以内とし、補助金額は250,000円を上限とする。なお、当該額に1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額とする。

第7 採択基準

次に掲げる基準を総合的に勘案し、助成対象事業の採択を行う。

- ① 消費者の需要に即したものであって、商品等に新規性を有すること
- ② 前年度において採択実績のない団体等の事業であること
- ③ 原材料の確保、製造技術、事業実施体制等について十分な検討がなされていること
- ④ 地域が抱える農林水産業の課題の解決に寄与すること

第8 交付申請

補助金申請に際しては、要綱の定めるところによるほか、添付資料として別記第1号様式の事業計画書及び収支予算書並びに別記第3号様式の納税対応状況確認表を添付して市長に提出しなければならない。

第9 事業計画変更

事業計画の変更に際しては、要綱の定めるところによるほか、添付資料として別記第1号様式の事業計画書及び収支予算書を修正して市長に提出しなければならない。

第10 実績報告

実績報告に際しては、要綱の定めるところによるほか、添付資料として別記第2号様式の事業実績書及び収支精算書を添付し、併せて、経費の執行実績を証する書類（請求書、領収書等の写し）及び実績写真を添付して市長に提出しなければならない。

第11 その他

要綱及びこの要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附則 この要領は、平成23年7月12日から適用する

附則 この要領は、平成25年4月1日から適用する

附則 この要領は、平成31年4月1日から適用する

附則 この要領は、令和8年4月1日から適用する